

【O01】投資信託に係る留保利益の扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱いの概要
- 投資信託持分の所有者（以下、投資者）に帰属する財産所得は、2つの別個の項目として示される。<u>第一は、投資信託の投資者に支払われる配当であり、第二は、投資信託の投資者に帰属する留保利益である。</u>¹ - 配当の要素は、個々の法人企業にかかる配当と全く同じ方法で記録される。一方、留保利益の要素は、海外直接投資企業と同様の原則を用いて記録される。つまり、<u>留保利益は、所得支出勘定において（投資信託部門に貯蓄が残らない形で）「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託の投資者に支払われ、金融勘定に記録される取引として投資者から投資信託部門に再投資されたものと扱う。</u>	投資信託に係る留保利益に関する記述はない。このため、配当は投資信託部門（金融機関）から投資者部門（家計等）への財産所得の支払として記録される一方、留保利益については、投資信託部門（金融機関）の貯蓄となる。



① 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA においては、投資信託に係る留保利益については、投資信託部門（金融機関）の貯蓄として記録していたが、これを「第1次所得の配分勘定」において財産所得の「投資所得払い」の「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託部門から投資信託の投資者部門（家計等）に支払われたものと扱う（投資信託部門の貯蓄はゼロになる）。同額については、金融勘定において、投資者部門の資産「投資信託持分」の増加、投資信託部門の負債「投資信託持分」の増加として記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- 家計貯蓄率の上昇要因（留保利益が投資信託部門（金融機関）の貯蓄から投資者部門（家計等）の受取財産所得に変更されることに伴い、家計貯蓄率の上昇要因となる）。
- GDP への影響はない。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- 現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）では、投資信託部門（金融機関）が投資者部門（家計、非金融法人企業等）に支払う分配金及び留保利益の合計額は、「第1次所得の配分勘定」において、投資信託部門から投資者部門への財産所得「利子」の支払に含まれる扱いとなっている。
 - 一具体的には、現行 JSNA では、推計上、投資信託を含む信託部門全体の信託財産から得られる収益を把握し、この全額を「利子」として投資者部門へ払い戻すという記録を行っている（投資信託分単独での収益及び分配金については把握していない）。このため、投資信託を含む信託部門全体について「財産所得の受取＝財産所得の支払」が成り立っている。つまり、信託部門の一部である投資信託部門は利益を留保していない状態となっており、投資信託部門の留保利益相当分については、投資信託部門（金融機関）の貯

¹ 2008SNA における財産所得の内訳項目、本勧告に対応する記録方法について参考1参照。

蓄ではなく、投資者（家計、企業部門等の部門）へ支払われている形となっていると整理できる。

- ・一方、現行 JSNA の金融勘定（資本調達勘定（金融取引））及び貸借対照表においては、基礎統計である「資金循環統計（日本銀行）」と同様（下記 4. 参照）、上記の留保利益部分については、投資信託部門（金融機関）自身が運用資産に再投資したものと扱われており、投資者部門（家計、非金融法人企業等）から投資信託部門に対する「投資信託受益証券²」の再投資（金融取引フローによる資産残高の増加）としては記録されていない。（参考 2 (1) 参照）

— 具体的には、投資信託部門の資産側では金融取引フローによる各種資産（運用資産）残高の増加、負債側では調整額（再評価勘定）による投資信託受益証券の負債残高の増加として扱われる。これに対応し、投資者部門の資産側においては、調整額（再評価勘定）により投資信託受益証券の資産残高が増加する形となっている。

3. 検討の方向性

- ・次期基準改定における対応の考え方

<○：2008SNA 勧告に沿って対応する（一部）>

- ・上記 2. のとおり、現行 JSNA の実物フロー勘定（所得支出勘定）においては、投資信託に係る収益は全額投資者に支払うよう処理されており、結果的に投資信託部門の留保利益については、既に 2008SNA の勧告に沿った取扱がなされている（したがって、家計貯蓄率についても 2008SNA 勧告に沿った計測がなされている）。
- ・これに加え、基礎統計である「資金循環統計」においては 2016 年を目途に行う同統計の改定の中で、投資信託部門の留保利益分を捕捉し、これが投資者部門に支払われ、投資信託受益証券へ再投資（金融取引フロー）されたものとして記録することとしており（下記 4. 参照）、JSNA の金融勘定においても次回基準改定でこれと整合的な取扱を行うことを検討する。（参考 2 (2) 参照）

※投資信託に係る留保利益分は、日本銀行の試算によれば 2012 年度で数千億円程度³。

- ・なお、投信信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を現行の「利子」に含まれる扱いから「配当」へ移管すること、及び「投資信託投資者に帰属する投資所得」を現行の「利子」から切り出して別項目として記録するという勧告については、上記の「資金循環統計」における対応を踏まえつつ引き続き検討する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・現行の「資金循環統計」においては、2. のとおり、投資信託に係る留保利益分は、投資信託受益証券の金融取引フローには含まれない扱いとなっている（調整額に含まれる扱い）。これに対し、2016 年を目途とする同統計の改定に際しては、投資信託に係るサンプル調査等により、留保利益分を推計し、これを金融取引フローに計上することとしている。

なお、関連して、現行の「資金循環統計」においては、投資信託部門がその運用資産の利子・配当収入（インカム・ゲイン）以外（元本の取り崩しや運用資産の売買益（キャピタルゲイン・ロス）を原資として支払う分配金については、投資信託受益証券（負債）のマイナスの取引フロー（元本の解約）として扱っていない。他方、投資信託部門の資産側においては同分配金相当額のマイナスの取引フローが発生しているため、結果として負債側が過大となり、投資信託部門全体として資金不足傾向になっている。このため、2016 年を

² 2008SNA の金融資産分類における「投資信託持分」に該当。

³ 日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直しに関する最終案」（平成 26 年 6 月 6 日）。

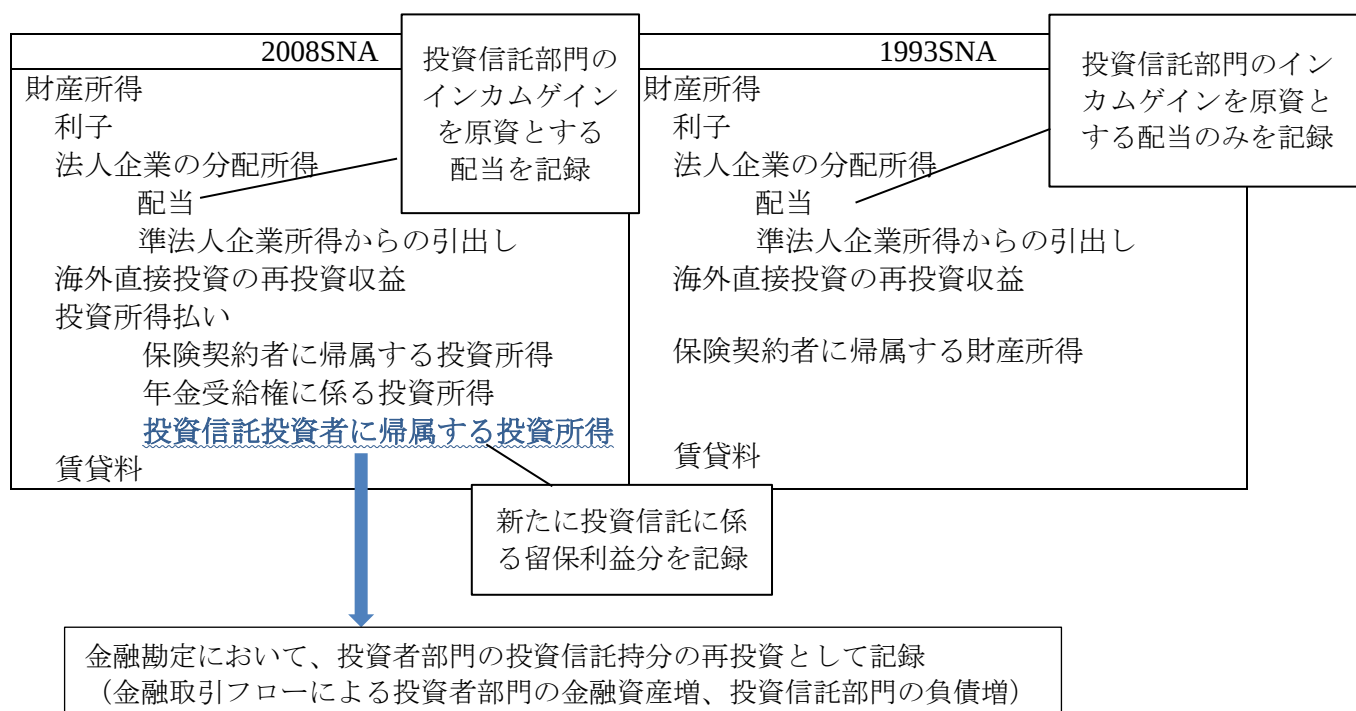
目途とする同統計の改定においては、上記の改定と併せて、元本の取り崩しや運用資産の売買益を原資とした分配金について、投信信託部門の投資信託受益証券（負債）及び投資者部門の投資信託受益証券（資産）のマイナスの取引フローとして記録することとしている。JSNA の金融勘定においても次回基準改定でこれと整合的な取扱を行うことを検討。

<諸外国の導入状況>

- ・ オーストラリア

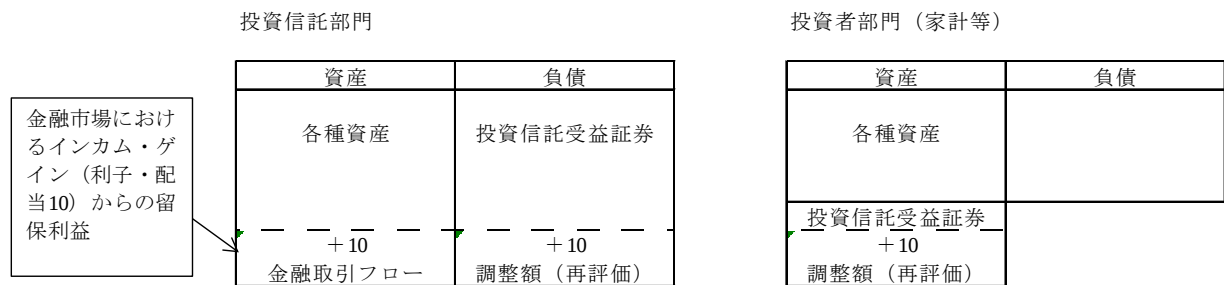
2009 年に行った 2008SNA 導入に伴い、本勧告に対応している。

（参考 1）2008SNA マニュアルと 1993SNA マニュアルの勧告における財産所得の内訳項目と投資信託に係る記録方法

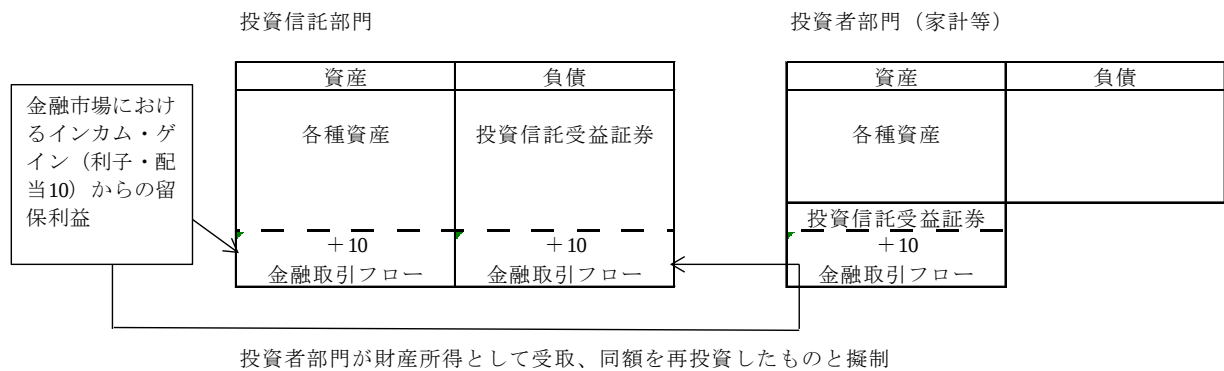


(参考2) JSNA の金融面、「資金循環統計」における投資信託の留保利益の計上方法

(1) 現行JSNA、資金循環統計における計上方法



(2) 2008SNA対応後のJSNA、資金循環統計における計上方法（案）



（出所）日本銀行「2008SNA を踏まえた資金循環統計の見直し方針—ご意見のお願い—」（平成 25 年 10 月 17 日）をもとに作成。いずれもストック勘定（残高表）をイメージし、留保利益に伴う変動要因を示したもの。

【O02】排出権取引の扱い

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアル ¹ の勧告概要	1993SNA における取扱の概要
・国内のキャップ・アンド・トレード（排出権取引）制度の下で<u>政府が各経済主体に対して有償で付与した排出権に対する支払は、排出が生じた時点で、発生主義により、税（生産に課されるその他の税）として記録される。</u> ・この支払の政府による<u>受取のタイミングと、排出のタイミングとの差によって、政府の金融負債（税の前受金）及び排出権所有者の金融資産（税の前払金）が発生する。</u>排出権に係る前払いの税額と排出権の市場価値の差は、所有者にとっての「契約、リース、ライセンス」（非金融非生産資産）として記録。 ・非金融非生産資産の創出と消滅はその他の資産量変動として記録する。	（排出権取引に関する記述はない）



① 2008SNA への対応で求められる事項

- ・上記の勧告内容に沿って、国内排出権取引制度に基づく排出権について捕捉・計上を行う。具体的には、
 - (1) 政府が各経済主体に対して排出権を無償で付与する場合
 - ・税の受払、これに伴う金融資産、負債は記録されない。
 - ・排出権の市場価値を排出権所有主体の非金融非生産資産（契約、リース、ライセンス）として記録（貸借対照表、その他の資産量変動勘定）
 - (2) 政府が各経済主体に対して排出権を有償で付与する場合
 - ・有償付与に伴う政府の収入を「生産に課されるその他の税」として記録。課税時点は、温室効果ガスが排出された時点とする。
 - ・排出に先立って行われた排出権所有主体の政府への支払は税金の前払いとして扱う。未利用の排出権に相当する金額は、貸借対照表、金融勘定において一般政府の負債（税の前受金）、排出権所有主体の金融資産（税の前払金）として記録
 - ・排出権の市場価値と、税の前払金の差は、排出権所有主体の非金融非生産資産（契約、リース、ライセンス）として記録（貸借対照表、その他の資産量変動勘定）

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

¹ 2008SNA マニュアルにおいては、排出権の扱いについての具体的な指針は示されず、研究課題としての位置付けにとどまっていた。その後、ISWGNA（Inter-Secretariat Working Group on National Accounts）において検討が進められ、2011年2月の国連統計委員会において採択された。1. の記述は、“SNA News and Notes, Number 32/33”に基づくものである。

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・ 現行 JSNA では、我が国において、対象となる企業が一律に参加を義務付けられる義務型の排出権取引制度が導入されていないことから、排出権についての捕捉・計上は行っていない。

3. 検討の方向性

- ・ 次回基準改定における対応の考え方

＜●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている＞

- ・ 2. のとおり、我が国においては、現時点では、本勧告（国連統計局 SNA News and Notes Number 32/33）で想定されている排出権取引制度は導入されておらず、該当する事例がないことから対応済と整理できる。
- ・ 一方、将来時点において、我が国に義務型の排出権取引制度が導入された場合には、制度の内容を踏まえ、本勧告に沿った捕捉・計上を行うことを検討する予定。

4. その他の留意事項

＜基礎統計における扱い＞

- ・ 「国際収支統計（財務省・日銀）」（BPM6 ベース）においては、海外との排出権の取引に係る計数が「資本移転等収支」のうち「非金融非生産資産」の内数として含まれている（「国際収支統計」（BPM5 ベース）では「その他資本収支」の内数）が、この部分だけを把握することはできない。

＜諸外国の導入状況＞

- ・ EU 諸国

関係国（EU 域内国）が排出権の付与に集合的に責任を負っており、各企業・事業所は保有する排出権を当初の付与国に関わらず比例的に利用すると考え、その上で個別に特定が難しい取引についてはそれぞれが全体に占めるシェアにより記録することとされている。

2008SNA 対応により新規に資本化する項目等に係る償却の考え方

1. 背景

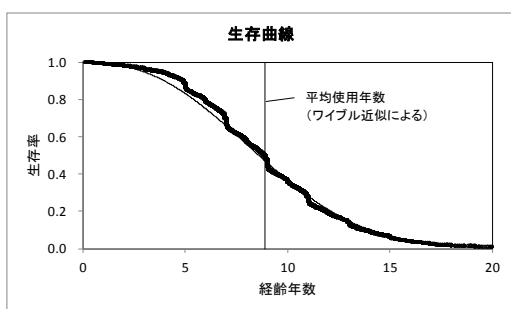
(1) 現行 JSNA における固定資産の償却率設定の考え方

現行 JSNA においては、平成 23 年に行った平成 17 年基準改定において恒久棚卸法 (PIM) を導入したのに伴い、全ての固定資産の償却を定率法により計算している¹。

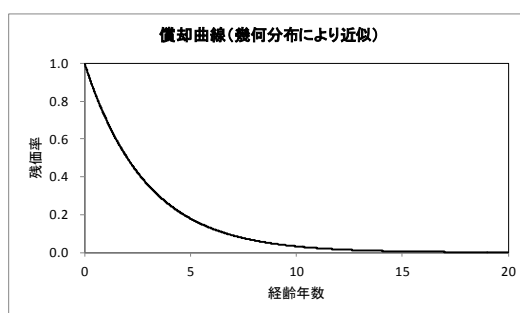
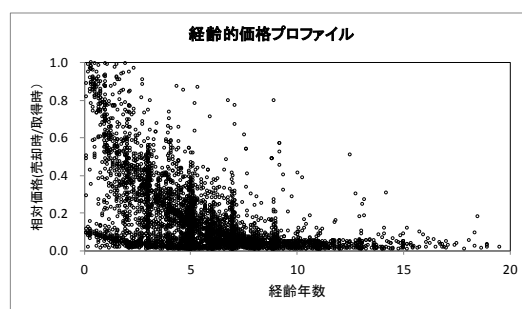
① 企業設備（一部の構築物、ソフトウェアを除く。以下同じ）

企業設備の償却率については、「民間企業投資・除却調査」（内閣府）の回答から得られた企業設備の除却情報をもとに、詳細な資本財別の償却率を推計している。具体的には以下の手順による。

i. 新規取得から廃棄までの使用期間の情報から資本財別の生存分布を推計



ii. 取得時及び売却時の価格情報から、資本財別の経時的価格プロファイルを推計



iii. i.と ii.の合成分布から、幾何分布で近似した償却曲線を推計し、資本財別に償却率を導出

② 住宅

住宅の償却率については、国内における過去の先行研究を参考にして、木造・非

¹ 現行 JSNA で用いられている資本財別償却率については、参考 1 を参照。

木造で区別して設定している。

③ その他の固定資産

社会資本や①に含まれない企業設備（一部の構築物、ソフトウェア）は、「民間企業投資・除却調査」の調査対象外であり、除却について直接観察可能なデータの収集が困難であるため、各種資料から平均使用年数（Average Service Life : ASL）²を設定し、各国で利用されている標準的な計算式（下式）により償却率を導出している。その際に計算式で使用する定数（Declining Balance Rate: DBR）については、各国からの参照例が多いアメリカ商務省経済分析局（BEA）と同等に設定している。

定率法による標準的な償却率の計算式

$$\delta = \frac{DBR}{T}$$

δ : 償却率

DBR : Declining Balance Rate ³

T : 平均使用年数（ASL）

（２） 次回基準改定に向けた課題

JSNA の次回基準改定においては、2008SNA への対応を図ることに伴い、新たに資本化することを検討している研究開発（R&D）、兵器システムや、既に総固定資本形成（フロー）としては計上しているものの固定資産（ストック）としては計上していない鉱物探査⁴（1 年で償却と整理）について、新たに償却方法や償却率設定の考え方を整理する必要がある⁵。

2. 次回基準改定において新規に資本化する項目等の扱い

（１） 兵器システム【D04】

- ・償却方法については、現行 JSNA における固定資産と同様に、定率法を採用することを検討する。
- ・償却率については、現行 JSNA のうちその他の固定資産（上記 1.（1）③のケー

² 通常は「平均耐用年数」という訳語が用いられることも多いが、上記の計算式による償却曲線では、DBR の設定により ASL 到達時点での残価率（初期時点をとるときの償却累計額控除後の残存価額の比率）がかなり大きくなる場合もあるため、「耐用」ではなく「使用」という用語を採用した。

³ DBR は、定率法における初期時点の償却額が、定額法の場合のそれに比べてどの程度大きいかを示す倍率。アメリカでは、DBR は、資本財に応じて数種類が使い分けられている。同一の DBR の下では、ASL 到達時の残価率が、ASL に拠らず近似的に一致する性質を持つ。

⁴ 2008SNA への対応に伴い、「鉱物探査・評価」と呼称する予定(D03 参照)。

⁵ 次回基準改定において新たに資本化する方針の所有権移転費用に係る償却の考え方については、D08 を参照。

ス)と同様、各種資料から ASL を設定の上で計算することを検討。その際に、DBR の設定（すなわち ASL 到達時点の残価率をどの程度に設定するか）が検討課題となるが、諸外国の事例と同等なものとする予定⁶。

- ・ASL の設定方法として、可能なものは防衛省資料から実際の調達から退役までの平均期間⁷を ASL として計算することを検討⁸。

(2) R&D【D02】

- ・償却方法については、現行 JSNA における固定資産と同様に定率法を採用することを検討。
- ・償却率については、諸外国の状況を踏まえつつ、何らかの方法により ASL や DBR を設定した上で⁹、現行 JSNA のその他の固定資産（上記 1. (1) ③のケース）と同様の方法で計算することを検討¹⁰。
- ・その際、ASL についても、現時点で我が国に関する十分な基礎資料は存在しないため、諸外国の設定する ASL を踏まえ、これと整合的な範囲で設定することを検討（例えば、10 年程度）。
- ・なお、R&D について産業別に ASL や償却率を差別化することについても、我が国に関する十分な基礎資料が存在しないため、諸外国の状況を見ながら慎重に検討する。仮に差別化する場合、各産業の所有する生産技術・知識に関する陳腐化のスピードにおける産業間格差の代理変数として、所有する機械（可能な限り当該産業の技術を体化していると考えられる産業用特殊機械など）の平均的な ASL の産業間格差を援用することも一案。

(3) 鉱物探査・評価【D09】

- ・償却方法については、現行 JSNA における固定資産と同様に定率法を採用することを検討。
- ・償却率の設定方法については、諸外国の状況を踏まえつつ、何らかの方法により ASL や DBR を設定した上で、現行 JSNA のその他の固定資産（上記 1. (1) ③の

⁶ 具体的には、BEA と同様、DBR=1.65（ASL 到達時残価率 18%程度）を採用することを検討。

⁷ 現時点の簡単な分析によれば、例えば、艦船の ASL は 30 年程度であり、BEA と同等となっている。

⁸ 情報の入手が困難な場合には、類似の民生用の資本財の償却率を活用すること等も考えられる。

⁹ 具体的には、カナダと同様、DBR=1.65 を採用することを検討。

¹⁰ OECD の「知的財産生産物の計測に関するハンドブック（IPP ハンドブック）」でも紹介されているように、経済学においては、特許の登録更新データを用いて計量経済学的に償却率（技術陳腐化率）を推計する手法等の研究蓄積がある。しかしながら、特許の場合、計測対象範囲が研究開発に成功し、かつ特許取得に至った技術に限定されるなど、2008SNA における R&D 資産の償却率に適用することは必ずしも適当ではないことから、各国でも積極的には用いられていない。また、日本国内については、基礎データの整備等の問題もあり、本格的な実証研究の事例は多くない。

なお、BEA の手法（R&D 支出と将来の収益との関係から償却率を数理的に求める手法。（参考 2）参照）を参考にできないか調査中。

ケース)と同様の方法で計算することを検討¹¹。

- ・ASLについては、諸外国においても様々な考え方で設定されており¹²、実際に他の資産と比較してもバラつきが大きい¹³。そこで、JSNAにおいては、例えば、①鉱業の所有する固定資産の平均的なASLを援用することや、②試掘に関する無形資産に係る法定耐用年数をASLとして代用すること（石油・ガスの試掘権：8年、その他の試掘権：5年）を検討。

¹¹ 鉱物探査・評価については、我が国の会計基準では固定資産として扱われていないため、固定資産として扱うことを認めている国際会計基準や米国会計基準における実務上の償却の考え方を調査した。会計実務における資産としての鉱物探査・評価の償却については、発見された資源の実際の採掘期間を通じて、生産高比例法（採掘量/推定埋蔵量で毎期の償却額を決定）などにより計算されている。また鉱物探査・評価の結果として資源が未発見となり、その地での将来的な再探査の予定もない場合などは、鉱物探査・評価の資産を減損処理することが求められている。これを元に鉱物探査・評価の償却率を考えると、

- ・対象資源の平均的な可採年数に応じた償却曲線

- ・鉱物探査・評価の成功確率による生存曲線

の2つから合成される償却曲線より導出されるものとして概念的には整理できる。

ただし鉱物探査・評価の成功確率の推計は困難であるため、実際の償却率の設定においては、1.（1）③で示した標準的な計算式を用いて償却率を計算することを検討。その際に計算で使用するDBRは、アメリカと同様、DBR=0.90を採用することを検討。

¹² 例えば、アメリカにおいては坑井（構築物）のASLが、オーストラリアにおいては鉱床や油田の可採年数が用いられている。

¹³ OECDの調査によると鉱物探査・評価のASLは5年～40年に分布している。

(参考 1) 現行 JSNA における資本財別償却率 (平成 23 年投資額ウェイト)

資産分類	償却率
住宅	4.8%
住宅(木造)	5.5%
住宅(非木造)	4.0%
非住宅	6.0%
非住宅建築物(木造)	8.1%
非住宅建築物(非木造)	5.9%
その他の構築物	3.1%
道路	3.3%
治水	1.0%
都市公園	2.9%
下水道	1.6%
港湾	1.9%
空港	7.1%
漁港	1.8%
廃棄物処理施設	6.1%
農業灌漑設備	2.0%
鉄道	4.4%
電力施設	6.3%
電気通信施設	6.3%
自動車	32.7%
乗用車	34.6%
トラック、バス	28.3%
その他の輸送機械	18.8%
船舶	19.4%
鉄道車両	22.3%
航空機	15.3%
情報通信機器	31.3%
事務用機器	28.3%
映像音響機器	21.8%
電気通信機器	25.8%
パーソナルコンピュータ	38.5%
パソコンを除く電子計算機本体・付属装置	36.6%
精密機械	27.4%
医療用機械	34.0%
その他の機械設備等	21.5%
一般産業機械	17.6%
ボイラ・タービン	12.1%
原動機	20.0%
運搬機械	14.7%
冷凍機・温湿調整装置	22.4%
ポンプ及び圧縮機	14.6%
機械工具	18.0%
特殊産業機械	19.2%
建設・鉱山機械	19.0%
化学機械	15.3%
産業用ロボット	20.0%
金属工作・加工機械	15.9%
農業用機械	21.4%
繊維機械	17.9%
食品製造機械	17.9%
半導体製造装置	24.7%
真空装置・真空機器	14.6%

資産分類	償却率
その他の機械設備等(続き)	
一般機械器具	19.9%
金型	20.8%
サービス用機器	48.1%
娯楽用機器	48.1%
自動販売機	48.1%
産業用電気機器	16.9%
回転電気機械	19.1%
変圧器・変成器	14.6%
開閉制御装置及び配電盤	17.4%
電子応用装置・電気計測器	23.8%
電子応用装置	23.0%
電気計測器	25.4%
民生用電気機器、器具	17.7%
電気照明器具	13.5%
民生用エアコンディショナ	20.5%
その他の民生用電気機器	19.8%
その他備品等	21.5%
育成資産	28.7%
果樹その他の植物	20.0%
酪用牛、競走馬その他の動物	30.9%
ソフトウェア	33.0%

注)

1. 上表の計数は、各項目を構成する資本財別の償却率を、平成 23 年の資本財別の総固定資本形成額をウェイトとして加重平均したものである。
2. 上表における内訳項目は代表的な例を抽出したものであり、表示されている内訳項目の償却率の加重平均が、必ずしも上位項目の計数と整合的となるとは限らない。

(参考2) 新規項目に係る諸外国の償却率

	兵器システム	研究・開発 (R&D)	鉱物探査・評価
アメリカ ※ 出典[2]	兵器の種類ごとに細かく ASL を設定し、DBR で償却率に変換。その際一部を除き DBR=1.65。(ただし、ミサイル等は定額法) 例) 水上艦: ASL=30 年、償却率=5.5% [詳細は(参考3)]	均衡モデル(企業内研究開発について、R&D 支出額と将来の売上割引現在価値との均衡から産業別の償却率を推計)から導出した償却率を使用。 例) 医薬品産業: 償却率=10.0% 自動車製造業: 償却率=31.0% [詳細は(参考3)]	鉱業用の坑井の償却率を援用。DBR=0.9 ASL=20 年、償却率=4.5%
カナダ	兵器システムを航空機、艦船、車両、レーダーの4種類に区分して推計を行っている模様。 例) 艦船: ASL=17 年、償却率=14.3% ※ ヒアリングによる	先行研究を踏まえつつ、産業別の R&D の ASL を設定し、DBR=1.65 で償却率を計算している模様。 例) IT 産業: ASL=5 年、償却率=33.0% 政府: ASL=10 年、償却率=16.5% 医薬品産業: ASL=20 年、償却率=8.25% その他の産業: ASL=有形固定資産の平均値 ※ ヒアリングによる	石油・ガス: ASL=31 年、償却率=7.2% その他: ASL=14 年、償却率=15.7% ※ ヒアリングによる
オーストラリア ※ 出典[1]	全ての兵器システムについて、一律に ASL=20 年と設定。	R&D の種別を問わず、一律に ASL=11 年と設定。	鉱床や油田の可採年数と同等と仮定し、ASL=34 年と設定。
その他各国		欧州 (ESA2010): 他に根拠がない場合は、ASL=10 年を標準と規定。 ※ 出典[3]	

※ 固定資産の償却に係る各国の手法

まず資本財ごとの生存曲線(平均使用年数)を統計資料やヒアリング結果等から計測するところは各国とも同様であるが、生存曲線からさらに償却曲線を推計する際には、定率法を採用する国(アメリカ、カナダ、日本など)と、別途資本財の経齡的効率性プロファイルを仮定し、生存曲線との合成により償却曲線を導出する(その場合は、償却率が経齡年数により変化する)国(オーストラリアなど)に分かれる。上記の表でオーストラリアについて償却率を記載していないのは、平均使用年数が決まっても償却率が一定でないためである。

なお、経齡年数による資本財の市場価値の変化を統計調査により継続的に計測している国は、日本、カナダのみ(過去にオランダが実施)であり、アメリカなど定率法を採用する他国は、何らかの DBR を外生的に設定して、平均使用年数を償却率に転換している。

(参考3) アメリカにおける兵器システムと研究・開発に係る償却率 (BEA 資料^[2]より)

1. 兵器システム

Type of Asset	Rate of depreciation	Service life	Declining balance rate
National defense:			
Aircraft:			
Airframes:			
Bombers	0.0660	25	1.65
F-14 type	0.0868	19	1.65
Attack, F-15 and F-16 types	0.0825	20	1.65
F-18 type	0.1100	15	1.65
Electronic warfare	0.0717	23	1.65
Cargo and trainers	0.0660	25	1.65
Helicopters	0.0825	20	1.65
Engines	0.2750	6	1.65
Other:			
Years before 1982	0.1179	14	1.65
1982 and later years	0.1650	10	1.65
Missiles:			
Strategic		20	
Tactical		15	
Torpedoes		15	
Fire control equipment		10	
Space programs		20	
Ships:			
Surface ships	0.0550	30	1.65
Submarines	0.0660	25	1.65
Government furnished equipment:			
Electrical	0.1834	9	1.65
Propulsion	0.0825	20	1.65
Hull, mechanical	0.0660	25	1.65
Ordnance	0.1650	10	1.65
Other	0.1650	10	1.65
Vehicles:			
Tanks, armored personnel carriers, and other combat vehicles	0.0825	20	1.65
Noncombat vehicles:			
Trucks	0.2875	6	1.7252
Autos			
Other	0.2465	7	1.7252
Electronic equipment:			
Computers and peripheral equipment			
Electronic countermeasures	0.2357	7	1.65
Other	0.1650	10	1.65
Other equipment:			
Medical	0.1834	9	1.65
Construction	0.1550	10	1.5498
Industrial	0.0917	18	1.65
Ammunition plant	0.0868	19	1.65
Atomic energy	0.1375	12	1.65
Weapons and fire control	0.1375	12	1.65
General	0.1650	10	1.65
Other	0.1375	12	1.65

2. 研究・開発

Type of Asset	Rate of depreciation	Service life	Declining balance rate
Research and development			
Pharmaceutical and medicine manufacturing	0.1000		
Chemical manufacturing, excluding pharmaceutical and medicine	0.1600		
Semiconductor and other electronic component manufacturing	0.2500		
Other computer and electronic product manufacturing			
Other computer and electronic product manufacturing, nec	0.4000		
Computers and peripheral equipment manufacturing	0.4000		
Communications equipment manufacturing	0.2700		
Navigational, measuring,electromedical, and control instrument manufacturing	0.2900		
Motor vehicles, bodies and trailers, and parts manufacturing	0.3100		
Aerospace products and parts manufacturing	0.2200		
Other manufacturing	0.1600		
Scientific research and development services	0.1600		
All other nonmanufacturing			
Software publishers	0.2200		
Financial and real estate services	0.1600		
Computer systems design and related services	0.3600		
All other nonmanufacturing, nec	0.1600		
Universities and colleges	0.1600		
Other nonprofit institutions	0.1600		

各国の償却率・平均使用年数に関する出典

- [1] Australian Bureau of Statistics, (2013) *Australian System of National Accounts: Concepts, Sources and Methods*. Ch.14
- [2] Bureau of Economic Analysis. (2013) “BEA Depreciation Estimates.”
http://www.bea.gov/national/pdf/fixed%20assets/BEA_depreciation_2013.pdf
- [3] Eurostat. (2012) “Final report: Second Task Force on the Capitalisation of Research and Development in National Accounts.” STD/CSTAT/WPNA(2012)29.